



議長	副議長	書記

庄内町議会
議長 吉宮 茂 殿

庄内町議会議員政治倫理審査会
委員長 石川 保

庄内町議会議員政治倫理審査結果報告書

本審査会に付託された事件について、次の通り決定したので庄内町議会議員政治倫理条例第7条第6項の規定により報告します。

記

1 審査請求の対象議員 長堀幸朗議員

2 事案の内容

- (1) 令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤秀紀議員から叩かれたとする苦情とその後の行為について
- (2) 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を、私事都合であったにも関わらず欠席した行為について

3 審査請求の理由 庄内町議会議員政治倫理条例に違反しないか

4 審査結果 別紙審査会審査結果報告書のとおり

庄内町議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

1 庄内町議会議員政治倫理審査会の設置

令和2年8月24日付で斎藤秀紀議員、小野一晴議員、小林清悟議員の3名（以下「請求議員」という）より、長堀幸朗議員（以下「被請求議員」という）に対し、庄内町議会議員政治倫理条例（以下「倫理条例」という）第5条第1項の規定に基づく審査請求が議長に提出された。

議長は倫理条例第6条第1項の規定に基づき、令和2年8月25日議会運営委員会及び令和2年9月2日全員協議会に諮り、庄内町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という）を設置した。同委員会において、倫理条例第6条第2項の規定に基づき、委員の選任について諮り、4名の委員が選任された。

2 審査の経過

本審査会は、審査に付託された事件が倫理条例第3条第1項第1号に規定されている「議員の品位若しくは名誉を損なう行為又は議会に対する町民の信頼を損なう行為をしないこと」について、政治倫理基準に抵触する行為があったか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

(1) 第1回審査会

令和2年9月2日午後1時20分に開催し、本審査会の正副委員長を互選した後、今後の進め方、審査会の開催日程についての確認を以下のとおり行った。

ア 委員長、副委員長、委員の氏名

委員長	石川保
副委員長	國分浩実
委員	阿部利勝
委員	鎌田準一

イ 確認事項

- (ア) 公開で行う。
- (イ) 令和2年9月14日開催する。
 - ・請求者、被請求者からの聴き取りを行う。

(2) 第2回審査会

令和2年9月14日午後1時45分から、請求者3名より令和2年8月24日付で議長に提出した審査請求理由について、詳細に説明を受けた。

<請求に至る経緯>

ア 事案の内容の第1号について

令和2年7月28日開催の全員協議会において斎藤秀紀議員は、長堀幸朗議員の質問に対して、質問内容が不適切であると指摘した。その際、長堀幸朗議員は「齋

藤秀紀議員から叩かれた」として、2日後の令和2年7月30日、齋藤秀紀議員にメールで苦情を訴えた。齋藤秀紀議員としては叩いたとする事実はないため、長堀幸朗議員宅に直接出向き反論を申し出た。

ところが、齋藤秀紀議員の①連絡なしに自宅に来たこと②壊れているドアベルを勝手に触られたこと③マスクをしないで来たこと、こうした行為に対し、長堀幸朗議員は議会事務局に苦情のメールを送ってきた。その内容は齋藤秀紀議員を誹謗中傷（審査請求書添付資料参照）するものであり、看過できない内容であると判断した。

イ 事案の内容の第2号について

令和2年8月3日開催の広報常任委員会において次回の開催日を決める際、令和2年8月21日に行うこととしたが、長堀幸朗議員は私事都合により欠席を申し出た。公務の欠席にあたると忠告したが、結果的に欠席届を出し欠席した。開催日を決める際、長堀幸朗議員は単に欠席と判断し、日程変更の申し入れをしなかったことは問題であると判断した。

※ 欠席の理由は、自身が教員採用試験を受験するためであった。

<請求者の発言要旨>

ア 議会運営委員長として、定例会終了後には定例会の検証を行っている。不適切な質問に対しては注意する立場にある。これまでも定例会の検証では、長堀幸朗議員に対し「質疑は聞くだけでなく、調査及び研究を深め、論点及び争点を厳格にすべきである」という検証結果であったように以前も指摘した経緯があった。しかし、議会運営委員長になって行った注意を「苦言」「苦情」と理解されたことは「心外」である。

イ 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を私事都合により欠席した。日程を組むときは公務優先ということを何回も言ってきており、重々承知していると理解していたが欠席したことは理解できない。

ウ 上記を含め、長堀幸朗議員に対しては、これまで注意・指導を行ってきたところであるが、注意をしている最中に勝手に席を立ち、退席する場面があった。また、激高してテーブルを叩きつける行為もあり、立場のある人から注意・指導を受けているにも拘らず、真摯に聞く姿勢、態度がないことは大きな問題である。

エ 全国的に報道された事件に関し、所管する自治体に対して、また、以前、（長堀幸朗議員）自身が被害を受けたとする相手方の自治体に対して、クレームメールを議員の職名を添え頻繁に送っていた。後に、メールをやめてもらいたいとする連絡が、当該自治体から当議会事務局にあったことで発覚した。

オ これまでの長堀幸朗議員の言動は「言いたいことを言わせてもらう」と映る。議員は、町民の付託を受けてこの場にいる。言動には重い責任があると思う。しかし、ここ近年、長堀幸朗議員にはそういう言動が見られない。庄内町議会議員というこ

との重さをしっかりと自覚していただき、今後の言動につなげて頂きたい。また、審査員の質問に対して誠実に答えて頂きたい。

引き続き午後 2 時 45 分から、被請求議員より「庄内町議会議員政治倫理条例第 5 条の規定に基づく審査請求の件」についての説明を頂き、審査会委員による質疑を行った。

＜被請求者への聞き取り内容の要旨＞

ア 本当に叩いたのか、本人に確認しないで事務局に連絡したことに対しては、「例えば、暴力を振るわれたら本人に言うのではなく、警察にいうというのである」という発言であった。このあと、警察にあたる「事務局」と発言している。

また、「わざわざ自宅にやってきて、マスクもしないでいろいろなことを文句いってくるという犯罪をされた」ということについては、二つ目の苦情と発言している。

イ 斎藤秀紀議員に対しては大変腹を立てているということ。また、叩いたか叩いていないか以上に①（直接）家にやってきて②ドアベルを鳴らし③マスクをしていないこと、に対しては「議員、議運の委員長という人がするにはもっての外、横暴」であると。続けて「庄内町の大損害を生じさせます」「私は本町の町民である以上に、本町外の国民であるといったようなごとく…」「議員を終わったあと、この議会や町に対して大変よく思ってないことがたくさんあり、それについて大々的に運動家となり、脅威であると思って間違ひありません」「人生それで全部を潰してやるというところがある」と発言している。

ウ 令和 2 年 8 月 3 日に長堀幸朗議員は聞き取りした際「叩かれた現場を阿部議員が目撃している」と言ったことは事実であるのか確認したところ、阿部議員が「ちらっとぼそっと言ったように聞こえた」と発言している。

※ 当時、阿部議員に確認したところ「そのような事実はありません」と回答している。

エ 令和 2 年 8 月 3 日の長堀幸朗議員への聞き取りの際、叩いたことを証明できないので「なかったことにしてください」と発言していた。そのことに関しては、副議長から「脅迫・暴力的に言われたため、力に負けて…」と発言している。

オ 公務にも拘らず東京の方に行ったことに関しては、「今度の補欠選挙に合わせて辞職することを考えているため」と発言している。○○○の教員採用試験の二次試験に合格すれば、議員を辞職するつもりとのこと。なお、同僚議員に「次の仕事を考えた方がいい」などと言われてきたことも、再就職先として受験した理由の一つであった。ただし、採用がない場合は議員を続ける考え方である。これに関しては、生活がかかっていることを理由としている。

次回の日程は、令和 2 年 10 月 1 日に開催する。

傍聴者 大瀧国夫（東一番町）、山形新聞社 井上萌々子記者、加藤將展議員、上野幸美議員、澁谷勇悦議員、吉宮 茂議長、請求議員 小野一晴議員

(3) 第3回審査会

令和2年10月1日午後1時25分から、第2回倫理審査会において聞き取りした3人の請求者、並びに被請求者からの発言内容について、感想又は疑問点などを出し合いながら、確認作業を行った。

一定、確認作業終了後、庄内町議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定により、被請求者より弁明を受けた。

弁明を受けた後に考え方をまとめていき、改めて審査会を開催し、審査会の報告書をまとめていくこととした。

なお、本審査会の主な内容は以下のとおり。

ア 前回の発言内容確認と審査の適否について

事案の内容については、齋藤秀紀議員に対する中傷メールに関してであるが、被請求者が過去に行った他自治体に対する（事実を証明する資料はない）中傷メールについても審査の対象とするか議論された。また、前回の聞き取りから2つの事案が請求の対象となるのか、その適否について議論された。

イ 被請求者の弁明について

長堀幸朗議員が弁明の発言をした。発言に対する質問は行っていない。

ウ まとめ

審査会において聞き取りした事項及び弁明を踏まえて、庄内町議会議員政治倫理条例第3条の規定に抵触するかどうか、現段階での委員の見解を確認した。その結果は以下のとおりである。

事案の内容の第1号については、3対1で抵触。事案の内容の第2号については、2対2の同数であった。

なお、委員からは、①政治倫理審査条例第5条第1項に「疑いに足る事実を証する資料を添え、文書により議長に審査を請求することができる」となっているが、文書の中身に、鑑の他に請求理由を記載した方が、より分かりやすく審査しやすいとの意見があった。また、②措置を決定するのが議会運営委員会であるが、その議会運営委員会の構成員と請求者の絡みについても、別のやり方があるのでないか、調査・検討しなくてはならないのではとの意見があった。なお、今後、検討に値する内容であるので、次回、または今後に引き継ぐものとして整理して対応していくとした。

次回は令和2年10月9日（金）午前9時30分から、委員会室1において開催する。

傍聴者 山形新聞社 井上萌々子記者、加藤將展議員、上野幸美議員、澁谷勇

悦議員、吉宮 茂議長、藤田賢史（払田）、井上孝二（酒田市）

(4) 第4回審査会

令和2年10月9日午前9時27分から、本付託事件に対する審査結果報告書の内容を確認し、倫理条例第7条第6項の規定に基づき議長に報告することを決定した。

傍聴者 山形新聞社 井上萌々子記者、兼古 茂（東一番町）、上野幸美議員、瀧谷勇悦議員、吉宮 茂議長、請求議員 小野一晴議員

3 審査結果

本審査会は、付託された事件について慎重に審査した結果、次の結論を得た。

(1) 令和2年7月28日開催の全員協議会の休憩時に、齋藤秀紀議員から叩かれたとする苦情とその後の行為について

ア 長堀幸朗議員は「叩いた人」が齋藤秀紀議員であるのか、しばらく曖昧にしていましたが、令和2年9月14日の聞き取りの際は、齋藤秀紀議員であると明言した。しかし、それを証明するものはない。令和2年10月1日の弁明において、この件に関する発言はない。

一方、請求議員である齋藤秀紀議員についても叩いていない、触っていないとする行為を証明することはできていない。

したがって、長堀幸朗議員が齋藤秀紀議員、また、議会事務局に送付したメールの内容についてのみ総合的に判断することとした。

イ 齋藤秀紀議員が謂れの無い疑いをかけられたことに反論することは、心情的なことを鑑みれば至極当然のことである。長堀幸朗議員の自宅に行ったことは、普段、長堀幸朗議員が電話に出ないためであり、自宅が近所であるので直接訪問することはごく当たり前の行為と考えられる。その際、ドアベルが壊れているのに無断で触ったことや、とくにマスクをしていなかったことを長堀幸朗議員は痛烈に批判している。ただし、庄内町では新型コロナウイルスの感染者が出ていない中ではあったものの、マスクをしていないことは配慮に欠けた部分があった。

ウ その後、齋藤秀紀議員が（長堀幸朗議員の）自宅へ訪問した際の行為に関し、苦情のメールを議会事務局へ送っている。その内容は齋藤秀紀議員の役職や人格を誹謗中傷するものであった。前述の状況から、齋藤秀紀議員がメール内容のように批判されることは筋違いと考えるが、令和2年9月14日の聞き取りの際は、メールの内容を修正することではなく、また、令和2年10月1日の弁明にもなかった。

エ また、令和2年9月14日の聞き取りの際、本当に叩かれたのか質していく中で、これまでの本町議会や一部の議員、また、町に対しても不満を持っているとした発言と併せ、議会や町に対して脅迫と取れる発言があった。

オ 今回請求された事案の内容は、叩かれたとする苦情とその後も含めた一連の行為について、叩かれたことを本人に確認せず、また証明しないまま一方的に決めつけ

たことに始まっている。更に、事実無根であることを申し出た齋藤秀紀議員の行為に対し、その心情を察せず誹謗中傷するメールを事務局へ送付したことは、聞き取りにおいて議会や町に対して不満があったとする長堀幸朗議員の発言もあり、その積み重ねがメールの内容に表れたとも思われる。

しかし、事実を証明しないまま他人を巻き込んで苦情メールを送る行為で、自らの不満等を解決できると考えるのであれば、送った相手方に多大な迷惑をかけることとなり、間違った行為である。

したがって、第1号の事案とその後の脅迫的な発言については、一切弁明していないことを鑑みても、全会一致で政治倫理基準に抵触するとの意見となった。

(2) 令和2年8月21日開催の広報常任委員会を、私事都合であったにも関わらず欠席した行為について

ア 公務を欠席した理由に関して、長堀幸朗議員としては、同僚議員から「次の仕事を探した方がいい」などと愚弄されてきたと受け止めている。その上で、将来の就職先として教員採用試験を受験するため欠席したもの。

イ 広報常任委員会の開催日を決める際に、長堀幸朗議員が日程調整を申し出なかつたことに問題があるものの、公務を欠席したことに関しては反省しており、令和2年10月1日の弁明においても、何度か謝罪している。

ウ 開催日の変更を申し出ないで、公務を欠席したことは問題であるという意見がある一方で、事実、公務を欠席したが、欠席届は出していること、また、公務を欠席したことについては謝罪していることから、政治倫理基準には抵触しないとする意見に分かれた。

以上のことから、事案の内容の第2号については、一定、謝罪に徹する姿勢があったところであるが、事案の内容の第1号についての長堀幸朗議員が行った行為は、叩かれたことが証明できない中で、一方的に相手方を非難しており、一連の行為に一切反省の色はない。審査委員の全会一致で庄内町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の規定に抵触すると判断した。